

## 議案第20号関連資料 明石市漁港管理条例の一部改正について

### 1 改正の目的

本市が管理する林崎漁港は、春のイカナゴ漁や夏のマダコ漁のほか、冬季の海苔養殖は市内生産額の約50%を誇るなど、東播磨地域の生産拠点漁港として中核的な役割を担っています。一方で、林崎漁港ではゴミの不法投棄や漁具の盗難のほか、プレジャーボートの無許可係留などの漁業活動に支障を及ぼす問題が発生しています。

これらの問題を解消するため、漁港漁場整備法の規定に基づき、港内にプレジャーボートの放置等を禁止する区域を指定するなど、条例の一部を改正し、漁港管理の適正化を図ろうとするものです。

### 2 改正の概要

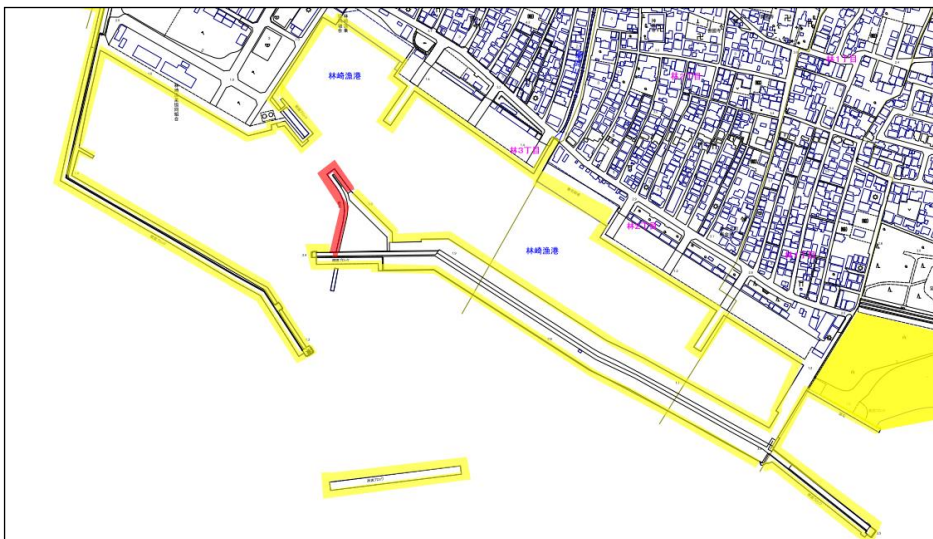
#### (1) プレジャーボート等の停けい泊に対する規制

##### ア 重点放置等禁止区域と放置等禁止区域の指定（第6条の2条関係）

禁止区域の指定を行うことで、プレジャーボート等の停けい泊の規制が可能となります。

##### イ プレジャーボートの停けい泊にかかる使用料を設定（附則第2項から第9項まで及び附則別表）

放置等禁止区域のプレジャーボートの停けい泊を経過措置として許可する場合の使用料の徴収が可能となります。



【重点放置等禁止区域（赤色）】  
船舶又はいかだの係留を禁止する区域

【放置等禁止区域（黄色）】  
漁船以外のプレジャーボートの係留を禁止する区域（ただし、経過措置として最長3年間の係留は許可）

(2) 夏季の林崎海水浴場の利用者が林崎漁港内に自動車を駐車する場合の使用料（1,000円/1日）を定めることで、その徴収が可能となります。（第13条の2及び別表第1の2関係）

(3) その他漁港管理の適正化について必要な事項を規定しています。

### 3 市民参画手続き

(1) 意見公募（パブリックコメント）の実施

期間：2023年（令和5年）12月19日から2024年（令和6年）1月19日

(2) 説明会の実施

日時：2024年（令和6年）1月13日（土）午前10時

(3) 主な意見と回答概要（10名の方から、12件のご意見をいただきました。）

意見の概要	市の考え方
公の施設である漁港に、断りなくボートの係留や足場等工作物の設置は放置すべきではないので条例等で規制することには賛成です。ボートの所有者は、係留可能な東播磨港等のボートパークを利用すべきだと考えます。	漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体（漁港漁場整備法）と規定されており、原則として漁業活動が想定されています。本市では、これまで、放置等禁止区域等の指定をしていなかったため、結果的には、プレジャーボートの係留を黙認する形となっていましたが、安全面や近隣市の動向などを踏まえ、早急に漁港管理の適正化を図りたいと考えています。
条例改正にあたって背景を教えて欲しいです。漁業活動に支障を与える状況を改善するという主旨は理解出来ますが、漁港はみんなのものという思いが一般市民の多くにあり、漁業者の占有を認め、それ以外の者の利用を排除するのは少し乱暴だと感じます。	上記のとおりです。さらに、発生が想定される南海トラフ地震による津波により、係留ボートが流出し、凶器となって近隣の家屋をはじめ漁港施設に被害を与える恐れもあります。市議会で林崎漁港管理に関する請願が採択されたことを重く受け止め、早急に漁港管理の適正化を図りたいと考えています。
重点放置等禁止区域（赤色）と放置等禁止区域（黄色）で規制に差を設けようとするのは何故ですか。	重点放置等禁止区域（赤色）については、現状でも工作物設置による違反が認められます。また、漁港の出入口となっているので、航行船舶同士の衝突の危険性も指摘されています。
プレジャーボートを持つ人が増え、港内に停けい泊する人が増えてきているのであれば、漁業者以外の方が利用できる区域を設け、新たにマリーナ等の施設を整備する事を希望いたします。	漁船数の減少により、漁港を有効利用するためプレジャーボートの係留区域を設けている他市町の事例はありますが、林崎漁港は、東播磨圏域内で生産拠点漁港に位置づけられ、近年、海苔刈り取り船の大型化により、漁船を係留する場所も足りない状況にありプレジャーボートを受け入れる余裕がないのが実情です。

### 4 施行日

2024年（令和6年）4月1日

### 5 予算措置（令和6年度）

歳入 5,000 千円（使用料収入） 歳出 5,000 千円（管理委託費）

※夏季の林崎海水浴場の利用者が林崎漁港内に自動車を駐車する場合の使用料収入と、交通整理や清掃に関する管理経費